

事 務 連 絡

令和 3 年 2 月 1 7 日

居宅介護支援事業所 各位

もとす広域連合 介護保険課

特定事業所集中減算の計画件数の集計について

平素は、介護保険業務に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 25 日発出された介護保険最新情報 Vol.836「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」の問 5 に関連する特定事業所集中減算の計画件数の算定について下記のとおり通知いたします。今後の特定事業所集中減算算定の参考にしてください。

記

1. 特定事業所集中減算の算定について

新型コロナウイルス感染症により第 11 報の問 5 を適用し、居宅サービス計画に係る実績が全くないが、介護給付を受けた場合は総計画件数及び算定件数には含まないこととする。

※第 11 報の問 5 を適用しているが、特定事業所集中減算に該当するサービス以外で利用のある居宅サービス計画は従来どおり総計画件数に含めるものとします。

もとす広域連合 介護保険課 保険係
E-mail: kaigo@motosu-union.gifu.jp
TEL(058)320-2220 FAX(058)320-2265
〒501-0466 本巣市下真桑 1000 番地
本巣市役所真正分庁舎内